

国立大学法人鳴門教育大学職員のサービスの宣誓に関する規程

平成16年 4月 1日

規程第 11 号

改正 平成21年 3月23日規程第12号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学に採用された職員（再任用職員，外国人客員研究員及びパートタイム職員を除く。）は，この規程の定めるところにより，サービスの宣誓をしなければならない。

(サービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は，職務に従事する前に，学長又はその指定する者の面前において，別記様式による宣誓書に署名し，提出しなければならない。

附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

別記様式

宣 誓 書

私は、国立大学法人鳴門教育大学職員としての責務を深く自覚し、就業規則等の規定を遵守し、並びに上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。

年 月 日

氏 名